

広報

吉野川北岸農業用水

No.63 (3/2019)



みどり
水土里ネット

吉野川北岸

水と土と人を結び地域を守る

発行/吉野川北岸土地改良区

TEL 0883-35-5270

FAX 0883-35-5275

ホームページ<http://yoshihoku.jp/>



アムスメロン (阿波市土成町土成地区)

主な内容

❁ 理事長あいさつ	2
❁ 第47回通常総代会開催	3
❁ 平成29年度財務状況の公表/平成31年度予算	4
❁ 要望活動/知事表彰・利水サポート団体認定	5
❁ 国営土地改良事業地区調査 吉野川北岸二期地区	6・7
❁ 平成30年吉野川北岸用水の配水管理/業務継続計画 (BCP)	8
❁ 21世紀土地改良区創造運動/視察研修	9
❁ 事務局からのお知らせ	10
❁ よくあるご質問	11
❁ 節水のお願い/多面的機能補助金	12



理事長あいさつ

吉野川北岸土地改良区

理事長 寺井 正 邇

春暖の候となってまいりましたが、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

組合員の皆様並びに関係機関の方々には、日頃より当土地改良区の運営に対し格段のご協力、ご指導を賜っていることにつきまして、心より厚くお礼を申し上げます。

昨年は、7月豪雨により激甚災害に指定される程の甚大な被害が発生し、県内においても土砂崩れにより集落が孤立状態となるなどの被害が発生いたしました。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

当土地改良区の配水管理においては、7月豪雨による幹線水路への流木等の流入を防ぐため、一時的に取水を停止するとともに、7月中旬以降は連日の猛暑に加え少雨により取水制限を受けました。組合員や関係土地改良区の皆様方には、大変ご心配やご足労をおかけいたしました。皆様方のご協力とご理解のもと何とか厳しい状況を乗り越えることができ、深く感謝しているところでございます。

さて、平成30年度の国の農業農村整備事業関係予算は、平成30年度当初予算4,348億円と平成29年度補正予算1,452億円を合わせて5,800億円となりました。これは、農業農村整備事業予算が大幅に削減される前の平成21年度を上回る水準となっております。これにより農業生産基盤の強化がより一層図られるものと期待しております。

また、昨年6月に「土地改良法の一部を改正する法律」が公布されました。改正の内容は、組合員の資格交替の円滑化、理事の資格要件の見直し、利水調整のルール化など「土地改良区の組合員資格に関する措置」、さらに総代会制度の見直し、土地改良区連合の事業範囲の拡充、貸借対照表の作成、員外監事の導入など「土地改良区の体制改善に関する措置」が大きな柱となっております。当土地改良区としましては、改正内容を熟慮し、しっかりと対応してまいります。

一方で、昨年末の「TPP11」、2月の「日EU経済連携協定」の発効など、農業を取り巻く環境は著しく変化しております。こうした状況に対応していくためには農業生産の基盤である農業用水の安定供給が不可欠です。当土地改良区としましては配水管理や施設の適切な維持管理に努めていくとともに、次世代に向けた土地改良区運営などの改善策についても検討し、体制整備の強化に役職員一丸となって取り組んでまいります。

今後とも、組合員の皆様並びに関係機関の方々におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



第47回 通常総代会開催



寺井正邇 理事長



飯泉嘉門 徳島県知事

平成31年3月13日、第47回通常総代会が美馬市脇町において、総代総数80名中69名が出席し、来賓に国、県及び市町から多数のご臨席を賜り開催されました。

寺井理事長の挨拶に続き、来賓を代表して飯泉徳島県知事よりご挨拶をいただきました。

その後、議事に入り、提案された平成31年度事業計画など18議案について、慎重に審議され、全議案を原案通り可決決定致しました。

議案は次の通りです。

- 第1号議案 国営吉野川北岸二期土地改良事業について
- 第2号議案 平成29年度事業報告並びに一般会計及び特別会計収入支出決算及び財産目録の承認について
- 第3号議案 平成30年度一般会計及び特別会計収入支出補正予算について
- 第4号議案 賦課金等に関する事項の承認について
- 第5号議案 平成31年度事業計画について
- 第6号議案 平成31年度一般会計及び特別会計収入支出予算について
- 第7号議案 維持管理経常賦課金の賦課並びに徴収方法について
- 第8号議案 農地転用地区除外決済金の徴収について
- 第9号議案 役員報酬について
- 第10号議案 取引金融機関の指定について
- 第11号議案 一時借入金の限度額及び借入方法について
- 第12号議案 特別会計基本財産積立金の繰替運用について
- 第13号議案 土地改良法改正に伴う導入の有無について
- 第14号議案 規約、諸規程の一部変更について
- 第15号議案 基本財産（土地）の処分について
- 第16号議案 定款の一部変更について
- 第17号議案 役員（理事）の選任について
- 第18号議案 役員（理事）の補欠選任について

平成29年度財務状況の公表

吉野川北岸土地改良区規約第46条により財務状況を公表します。

一般会計収支決算

(単位：円)

収 入	
科 目 (款)	決 算 額
1. 賦課金	172,419,016
2. 補助金	15,180,000
3. 受託費	0
4. 雑収入	2,755,795
5. 長期借入金	0
6. 繰入金	5,824,211
7. 繰越金	14,523,267
計	210,702,289

支 出	
科 目 (款)	決 算 額
1. 事務所費	74,212,421
2. 総代選挙費	1,443,776
3. 事業費	17,432,527
4. 維持管理費	61,815,693
5. 分担金	0
6. 償還金	637,816
7. 繰出金	40,000,000
8. 予備費	0
計	195,542,233

差引額（平成30年度へ繰越）15,160,056

特別会計収支決算

(単位：円)

会 計 名	収入決算額	支出決算額	差 引 額
基本財産積立金	1,100,323,138	1,100,323,138	0
転用決済金	543,420,263	543,420,263	0
職員退職給与積立金	44,468,794	300,000	44,168,794
維持管理費預託金	3,356,345	479,564	2,876,781
発電事業費	824,211	824,211	0

差引額は平成30年度へ繰越

財産目録

(単位：円)

資 産	
1. 流動資産	58,859,203
2. 有形固定資産	198,823,999
3. 無形固定資産	1,275,168,705
4. 基本財産	1,096,923,138
5. 特定資産	562,084,185
6. その他資産	3,035,479
計	3,194,894,709

負 債	
1. 流動負債	
未払金、預り金	15,792,384
2. 固定負債	
日本政策金融公庫借入金	872,426
引当金	47,045,575
計	63,710,385

平成30年3月31日現在

平成31年度予算

一般会計収支予算

(単位：円)

収 入	
科 目 (款)	予 算 額
1. 賦課金	173,150,000
2. 補助金	14,330,000
3. 雑収入	4,790,000
4. 繰入金	6,330,000
5. 繰越金	5,000,000
合 計	203,600,000

支 出	
科 目 (款)	予 算 額
1. 事務所費	82,000,000
2. 総代選挙費	500,000
3. 事業費	24,650,000
4. 維持管理費	59,650,000
5. 分担金	10,000
6. 償還金	150,000
7. 繰出金	31,640,000
8. 予備費	5,000,000
合 計	203,600,000

特別会計収支予算

(単位：円)

会 計 名	収支予算額
基本財産積立金	1,164,640,000
転用決済金	595,290,000
職員退職給与積立金	33,000,000
維持管理費預託金	2,641,000
発電事業費	1,720,000

要望活動



飯泉嘉門 徳島県知事



大浦久宜 中国四国農政局長

吉野川北岸地区は、平成元年度に国営事業が完了し約30年が経過しています。それにより施設の「老朽化」や「機能低下」が進行し、突発事故の発生リスクも年々増大しています。

施設の現状を正確に把握するため、平成27年度から国において吉野川北岸二期地区の事業化に向けた地区調査が県の支援により実施されています。

この地区調査のお礼と吉野川北岸二期地区の早期事業化についての要望を飯泉嘉門徳島県知事と大浦久宜中国四国農政局長に行いました。



知事表彰・利水サポート団体認定

平成31年1月29日に徳島市のあわぎんホールにて「とくしま流域水管理計画」推進シンポジウム“吉野川で培われた歴史を次世代へ継承”が開催されました。「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」の取組の一環として、流域における水管理の推進を行っており、当土地改良区が行っている配水管理が認められ、「知事表彰」を受賞しました。また、節水・湯水対策等の推進に取り組む「利水サポート団体」に認定されました。

今後も適切な配水管理と節水の啓発活動を続けていきたいと思っておりますので、組合員の皆様のご協力をお願いします。



知事表彰



利水サポート団体認定

国営土地改良事業地区調査 吉野川北岸二期地区

◆はじめに

本地区の幹線水路は、池田ダムの上流200mに建設した池田取水工より農業用水を取水し、三好市から板野町の農地へ送水しています。

幹線水路の総延長は約69kmであり、水路の形式としては上流側約57kmがトンネル、暗渠及び開水路、下流側約12kmがパイプラインとなっており、パイプラインの始点には上流からの用水の到達遅れを調整するための宮川内調整池を設置しています。幹線水路に設置した11か所の水位調節ゲート（チェック工）により、安定した分水位を確保し、支線水路へ適正量を送水しています。

しかし、近年、早期米作付けの増加による代掻きの早期化や農家の兼業化の進展などによる水需要の変化により用水不足を生じ、代掻き時期には番水等を余儀なくされるなど、営農の支障となるとともに用水管理に多大な労力を要しています。

また、建設から40年を経過している施設が多く、幹線水路からの漏水など施設の経年劣化による不具合が生じてきています。

さらに、本地区は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるとともに、中央構造線に沿って幹線水路が配置されており、地震発生時の二次災害についても懸念されます。

このため、吉野川北岸地区における営農の現状や課題などを調査・把握し、対策を検討するための国営土地改良事業地区調査を実施しており、今回は環境調査と施設調査について紹介します。



◆調査概要

調査名：国営土地改良事業地区調査 吉野川北岸二期地区

調査期間：平成27～31年度〈予定〉

調査主体：農林水産省（国）

検討内容：用水対策、老朽化対策、耐震化対策

関係市町：三好市、東みよし町、美馬市、阿波市、吉野川市、上板町、板野町

受益面積：5,704ha

◆国営土地改良事業地区調査の実施状況

〈環境調査・計画〉

事業実施による環境への影響とその程度を検討し、吉野川北岸用水施設周辺において生態系（鳥類、両生・爬虫類、魚類・底生動物、昆虫類、植物）及び景観調査を実施するとともに、有職者からなる環境検討委員会を開催し、環境配慮計画を策定します。

平成30年度は引き続き本地区内の生態系調査を実施しています。



調査状況



コイヌガラシ

環境省：準絶滅危惧、徳島県：準絶滅危惧

〈施設調査〉

平成30年度は、1週間断水させて頂き、東州津サイホンにおいて、施設の劣化状況を確認することを目的とした機能診断調査を実施しました。一部軽微な劣化はありましたが、漏水等の至急対策が必要な劣化は確認されませんでした。



サイホン内部調査状況



サイホン内部状況

◆調査への協力をお願い

平成31年度も、秋冬期に通水停止を伴う調査等を予定しており、農家の皆様には、大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、極力、通水停止期間を短くするよう努力いたしますので、今後ともご協力をお願い致します。

国営土地改良事業地区調査に関する問い合わせ先
中国四国農政局 四国土地改良調査管理事務所 保全整備課長
連絡先 TEL 0877-35-9912

平成30年 吉野川北岸用水の配水管理



7月豪雨の際に増水した吉野川(※1)
(三好市池田町 池田取水工周辺)

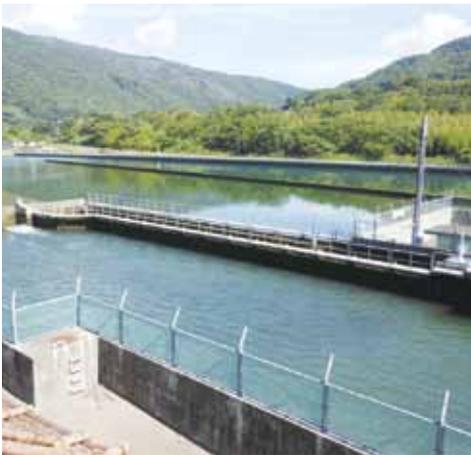
平成30年の北岸用水の配水管理状況は、1月から6月までは適度な降雨に恵まれ、早明浦ダムが高い貯水率を維持することができたため、比較的順調に推移しました。

しかしながら、7月豪雨により吉野川が増水(※1)し、それに伴う流木等のゴミが吉野川上流から大量に北岸用水取水口周辺に流れてきたため、一時的に取水を停止するなどの措置を取りました。その後、天候の回復と共に通常取水を再開しましたが、7月中旬以降は連日の晴天・猛暑により用水の使用量が多くなりました。日中は用水需要が集中するため幹線水路や調整池の水位が低下(※2)し、水が出にくくなる地区もありました。

また、猛暑に加えて降雨量も少なくなったため、早明浦ダムの貯水率も徐々に低下し、8月半ばにはダム貯水率が60%以下になり第1次取水制限が実施されるなど厳しい配水管理となりました。

8月後半になると、台風の到来など降雨により低下していた早明浦ダム貯水量は回復し、また用水需要のピークを越え、安定した配水管理ができました。

また、12月上旬には、今年度も国による幹線水路内調査(※3)が実施され、数日間に亘り通水を停止しました。



調整池の水位低下(※2)
(阿波市土成町 宮川内調整池)



幹線水路 サイホン開口部(※3)
(三好市池田町 州津サイホン区間)



業務継続計画 (BCP)

今後非常に高い確率で発生が予想される「南海トラフ巨大地震」等の大規模災害に備え、土地改良区の業務を継続し、早期復旧を行うための対応マニュアル「土地改良施設の業務継続計画 (BCP)」を平成26年度に作成し、実施演習を行っています。これは、関係機関との連絡体制の強化・迅速な初動体制の強化を行い、施設損壊に伴う周辺被害の拡大を防止して地域住民の安全を確保し、早期の営農再開・継続に向けた取り組みです。



今年度は平成31年2月13日に第5回BCP実地演習を実施し、緊急時のゲート操作手順や関係機関との連絡体制の確認などを行いました。

今後も万が一の大規模災害が起こった場合に被害を最小限に留めることができるよう予め準備を行っていきます。

21世紀土地改良区創造運動

北岸用水探検隊 さあ行こう!お米を育てる水を訪ねて!

次世代を担う子ども達に、学校の地域社会教育の一環として北岸用水（農業用水）の学習を通して、先人の遺業や農業の役割について理解を深めるとともに、水の尊さを学ぶことを目的として地区内の小学生を対象に『北岸用水探検隊』を実施しました。

参加してくれたのは、阿波市土成町の土成小学校4年生34名、御所小学校4年生27名の児童です。



池田取水工



野村谷チェック工



送水状況



宮川内調整池

当土地改良区中央管理所（阿波市阿波町）・野村谷チェック工（美馬市脇町）・池田取水工（三好市池田町）・宮川内調整池（阿波市土成町）などの施設を見学し、農業用水の役割やその水がどのようにして自分たちの地域に運ばれてくるかなどを学びました。

「農業用水や施設についてもっと知りたい」、「川や用水路にゴミを捨てないようにして水を大切にしていきたい」などの感想をいただきました。この探検隊を通して子どもたちが将来に亘り農業や自然環境に関心を持ってくれることを期待しています。



次世代の農業について ～先進農家から学ぶ～

平成30年10月9日、徳島県立吉野川高等学校農業科学科・生物活用科の2年生41名が県内の先進農家・農業法人、当土地改良区中央管理所を見学に訪れました。機械化を進めたり、品種改良を行っている農家等を訪問し、次世代の農業について理解を深め、地域の農業と農業用水の重要性について学習しました。この研修は農業の役割・農業用水について理解を深めるとともに水の尊さ等を学ぶことを目的として毎年行っています。

視察研修

総代視察研修（加古川西部土地改良区）

平成30年11月21日、総代20名の参加により兵庫県加西市にある加古川西部土地改良区の視察研修を行いました。加古川西部地区は兵庫県播磨平野中央部に位置し、農業用水だけでなく上水及び工業用水にも供給するため基幹的な農業水利施設（ダム、頭首工、幹線水路等）を国が直轄管理し、支線水路・揚水機場等の管理を土地改良区が行っています。

今回の研修成果を今後の当土地改良区の事業推進及び運営に役立ててまいります。



視察研修受入

- 上板町北岸用水土地改良区役職員視察研修（H30. 4. 10）
- 台湾農田水利會聯合會 訪日調査団視察研修（H30. 7. 20）
- 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校視察研修（H30. 9. 21・H30. 10. 12）
- インド国ミゾラム州政府職員視察研修（H30. 9. 28）

事務局からのお知らせ

平成31年度賦課金について

賦課金通知書発行：6月20日 納入期限：8月31日

- ◆ 賦課金を納期期限までに完納されると奨励金として10%の還付が受けられます。
- ◆ 納入期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分がなされることがあります。必ず納入期限までに納入してください。

賦課金納入は便利な口座振替をおすすめします！！

- 窓口へお支払に行く手間がなくなり、納付のために現金を持ち歩く必要がありません。また納入忘れがなく安心して奨励金の還付が確実に受けられます。平日お仕事でお忙しい方や留守がちな方におすすめの納付方法です。
- 以下の金融機関から口座振替ができます。ご希望の方は吉野川北岸土地改良区までご連絡ください。
阿波みよし農協、美馬農協、阿波町農協、市場町農協、阿波郡東部農協、麻植郡農協、板野郡農協、阿波銀行、徳島銀行、四国銀行、ゆうちょ銀行
- 事務費削減のため、通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。但し、領収書が必要な方には別途発行致しますので、ご連絡ください。
- なお口座振替をご利用の方は、振替日前に口座の残高をご確認ください。

こんな時は必ず土地改良区へ通知をお願いします！

ご注意ください！

公共機関（法務局・市町村・農業委員会など）や各市町の土地改良区で手続きをしていますが、吉野川北岸土地改良区へ直接通知がなければ土地原簿の変更が出来ません。
通知がない場合には、賦課金は変わらずそのまま賦課されますので、十分ご注意ください。

- 農地や組合員に異動があったとき（組合員資格得喪通知書）
 - ・ 農地の異動（売買、賃借、交換、贈与）
 - ・ 住所を変更した
 - ・ 組合員が亡くなった（相続）
 - ・ 経営交代した など

滞納賦課金は新資格者（土地を取得された方）が負担

農地の異動（売買等）で賦課金の滞納のある土地を取得された場合、土地改良法第42条（権利義務の承継）により新資格者に支払の義務が発生します。土地を取得される場合は、その土地に滞納がないか改良区へご確認ください。

- 農地を転用するとき（農地転用等の通知書及び地区除外申請書）
 - ・ 農地を宅地等に転用される場合には、土地改良区への通知と決済金が必要になります。
 - ・ 公共用地に売渡した場合（道路、水路、河川、建物等）も決済金が必要となります。
 - ・ 平成31年度の決済金額は 68,000円/1,000㎡ です。
 - ・ 事務手続きに関しましては各市町の農業委員会へ委託しておりますのでそちらでお手続きください。

※通知書類（組合員得喪通知書、地区除外申請書等）の様式は、ホームページからも印刷してご利用頂けます。また、ご希望の方には郵送致しますので事務局へご連絡お願い致します。

よくあるご質問

◇ 維持管理賦課金について

三好市(池田町)の池田ダムから板野町までの幹線水路や約200箇所の付帯施設(分土工、水位調整ゲート等)の維持管理費として、年に一度組合員の方々から納付いただいているものです。

◇ 吉野川北岸土地改良区と各市町にある土地改良区との違い

吉野川北岸土地改良区：農林水産省から管理委託を受けて、幹線水路や取水工、分土工などの付帯施設の維持管理を行っています。

各市町にある土地改良区：幹線水路から枝分かれした支線水路やポンプ場、各農地の給水栓などの維持管理を行っています。

◇ 吉野川北岸土地改良区に加入した覚えがない

土地改良法第11条により国営吉野川北岸農業水利事業地区内に農地をお持ちであり土地改良法第3条に規定されている資格者(農地の所有者または耕作者)を当然加入により組合員とし、平成2年度より賦課を開始しました。

なお、組合員資格は組合員の方が亡くなられても子息等の相続人や土地取得者に継承されます。また売買などにより農地を取得された方も同様に権利義務が承継されます。

◇ 組合員は農地の所有者でないといけないの？

土地改良法第3条の規定により、所有者以外にも耕作者が組合員となることが可能です。

◇ 水を使用していなくても賦課金は払わないといけないの？

水道とは違い水を使う使わないに関わらず、農業用水が使用できる状態である場合には賦課金を納付していただく必要があります。

◇ 耕作できなくなったらどうしたらいいの？

市町の農業委員会や農地中間管理機構を通じて農地を貸し出すことをお勧めします。

◇ 農地転用の際、何か手続きが必要ですか？

農地転用に伴い、土地改良区の地区除外手続きが必要ですが、当改良区は、池田町から板野町までの吉野川北岸エリアが管轄であり範囲が広い地区除外申請事務を各市町の農業委員会へ委託しています。農地の転用をお考えの方は各農業委員会にてお手続きをお願いします。なお、地区除外の際には決済金が必要です。

◇ 決済金とは？

土地改良法第42条第2項(決済の義務)により、残存農地が将来過重負担にならないように施設の維持管理費の将来にわたる負担額を一括して納付していただくものです。

◇ 滞納処分について

再三の催告にも関わらず賦課金が納入されない場合、対象者に対し法律に基づき滞納処分を行っています。

滞納処分とは対象者の財産を差押え、滞納金へ充当することです。処分の対象は全ての財産に及びます。

納付について相談がある場合は、吉野川北岸土地改良区へお問い合わせください。

節水のお願

吉野川北岸用水は補給水であるため、ため池やダム等の水源を優先的に利用してください。また、「無駄な水は流さない」という意識を持って配水管理を行ってください。日頃から計画的で無駄の無い農業用水の使用を組合員一人ひとりが考えて利用して頂きますようご協力をお願いします。



北岸用水の取水量は水利権によって決められています。このような管理をしているといくら水があっても足りません。限りある資源を大切にしましょう。

節水の注意点

- ・ほ場への掛け流しはしないで湛水したら水を止めましょう。
- ・排水路へ落とさないような分水調整をしましょう。
- ・畦畔からの漏水が無いよう点検を行いましょう。
- ・計画的な配水を行い無駄な水を流さないようにしましょう。
- ・組合別早期米用水配水日程表に基づき引水し、取水時間外は水を止めましょう。

多面的機能補助金

組合員の負担を少しでも軽減するために、地区内の土地改良区に対して次のような補助を行っています。

◎ポンプ配水地区への補助

国営、県営、団体営施工のポンプ施設を対象に維持管理に要した電気料金・油脂代・電気保安協会への委託費に対して補助を行っています。但し、国・県・市町の補助を受けている場合は補助対象になりません。

補助率は25%以内

◎既存水源の有効利用についての補助

地区内土地改良区が管理する溜め池、河川取水工及び導水路の草刈り・浚渫等維持管理に要した経費に対して補助を行っています。但し、国・県・市町の補助を受けている場合は補助の対象になりません。

補助率は37.5%以内

農業用水、溜め池は生態系や自然環境の保全など多面的機能を発揮しており、地域全体で守っていく必要があります。



編集に当たって

当土地改良区は今後も事務経費縮減に努め、農家の負担軽減に積極的に取り組んでいきたいと考えています。組合員の皆様方とともに、役職員一同、無事故で今年も事業に取り組むたいと思います。今後とも、皆様のご協力を宜しくお願いします。

当土地改良区のホームページでは、北岸用水の概要、管理施設等の紹介の他、各種手続きに関わることを随時更新し、公開しています。是非ご覧ください。

アクセスは右に記載のURL又は「吉野川北岸土地改良区」で検索をお願いします。



水と土と人 吉野川北岸

吉野川北岸土地改良区

〒771-1706 徳島県阿波市阿波町中坪38番地

TEL (0883)35-5270 番代

FAX (0883)35-5275 番

ホームページ <http://yoshihoku.jp>

E-mail: info@yoshihoku.jp



水と土と人 を結び地域を守る